

北東アジア文化研究

第22号

2005年10月

論 説

- | | |
|--|-------------|
| 隠岐の安龍福 | 内藤正中……1 |
| 羅州の膳（羅州盤） | 宋 判 權……17 |
| ベトナム使節と朝鮮使節の中国での邂逅(5)
—17世紀の事例を中心として— | 清 水 太 郎……39 |
| 中国の西部大開発 | 銭 剛……59 |

翻 訳

- | | |
|-----------------------|----------|
| 宋炳基「日本のリャンコ島（独島）領土編入」 | 内藤浩之……71 |
|-----------------------|----------|

宋炳基「日本のリャンコ島（独島）領土編入」

訳・内 藤 浩 之

(鎌倉市教育委員会文化財課)

SONG Byeong-Gi “Japanese Incorporation of Ryang-go
(Dog-do) Island”

NAITO Hiroyuki

キーワード：領土紛争 (territory dispute)、独島=竹島 (Dog-do
= Takeshima island)、日朝関係史 (history of Japan-
Korea relations)

本稿は、宋炳基著『鬱陵島と独島』（檀国大学校出版会、ソウル、1999年）に所収の第5章「日本の『リャンコ島（独島）』領土編入と鬱島郡守沈興澤報告書」について、著者による一部訂正を加えたものを日本語訳したものであり、本誌10号に掲載した第2章「朝鮮後期の鬱陵島経営」及び12号の第3章「高宗朝の鬱陵島経営—検察使の派遣と開拓—」と関連するものである。なお、紙幅の都合上、本稿では第1節から第3節までの領土編入についてを扱い、残りの鬱島郡守沈興澤報告書については次号に掲載する予定である。

鳥 取 短 期 大 学
北東アジア文化総合研究所

1 はじめに

筆者は高宗朝（1864～1907）の鬱陵島経営を搜討制度が廃止された1895年初（高宗31年12月）を基準として、それ以前を第1期、それ以後を第2期と区分して、第1・2期経営についておのおの簡単な論稿を発表したことがある¹⁾。ところで第2期経営についての文を整理してみると、この時期にあった日本の「リャンコ島（独島）」領土編入とこれに関連する鬱島郡守沈興澤報告書については後日を期していた。本稿はこの2点の問題を考察することに目的があり、これを(1) 日本の鬱陵島侵略、(2) 日本の「リャンコ島」領土編入、(3) 鬱島郡守沈興澤報告書に分けて注目してみたい。

日本の「リャンコ島」領土編入に関する韓国内資料は、ほとんどないとみてよいほどの様相である。ところで筆者は1978年夏にソウル大学内の奎章閣の鬱陵島・独島関係資料を調査した中で、「各観察道案1」（議政府外事局）に編集されている江原道観察使署理春川郡守李明來の「報告書号外」原本を発見した。議政府參政大臣に送ったこの報告書には、故申奭鎬教授が1947年鬱陵島庁で発見した鬱島郡守「沈興澤報告書副本」の内容がそのまま収録されており、その末尾には独島の日本領有を否認する内容を盛り込んだ參政大臣朴齊純の「指令第3号」も載せている。独島領有権問題を見定めた非常に重要な文書で、本稿第4節の鬱島郡守沈興澤報告書を整理するにあたり、この史料が大いに役に立ったことを記しておく。

2 日本の鬱陵島侵略

鬱陵島に、日本人が樺木（ケヤキ）盗伐のために、侵入し始めるようになったのは19世紀中葉からであった。これら日本人は1880年代初（1883、高宗20）に日本政府により一旦撤収した。朝鮮政府の抗議によるものであった。ところで1890年代初（1891、高宗28）から日本人の侵入が再び始まり、その数は年々増加した。そうして日清戦争が終わった翌年である1896年（建陽1）以後から継続して200名内外の線を維持した。かれらはケヤキ盗伐のみならず次第に産品も密売し始め、その過程で島民に弊害ももたらした²⁾。

韓国政府は島内日本人の実態を調査するために、釜山海関税務司署理ラポルテ（Laporte, E.）等を鬱陵島に派遣して（1899、光武3）、続けて視察委員（内部視察官）禹用鼎等も派遣した（1900、光武4）。そして彼らの調査報告により、日本側に現地日本人の撤収を何度も要請した。しかし日本側は日本人の鬱陵島在留が条約規定外であるとしながらも、日本人の住居権を主張して、そのままそれが慣習化した責任は韓国政府にあるとして、撤収を拒否した³⁾。

一方、現地では視察委員禹用鼎等が滞留していた間に、暫時中断していた日本人のケヤキ盗伐が再開されていた⁴⁾。もちろん韓国政府はこれを日本側に抗議した。しかしこれといった成果をあげられなかった⁵⁾。そうして1901年（光武5）8月に釜山海関の士弥須、同幫弁金声遠、東萊監理署主事丁宝燮等を再び現地に派遣した。すなわち日本人の実態を調査するためであった⁶⁾。

現地調査を終えた士弥須はすぐに政府に報告書を提出した（8月）。その要旨は(1) 島内に常駐する日本人の数は約550名で、このほかにも毎年採魚・伐木時に来島する数が300～400名にのぼり、(2) 島内日本人の二大派閥である「ハタモト党」と「ワキタ党」が鬱陵島を南北に分界、森林を自ら領有して、「認状」なく伐木している場合、伐木を禁止して、違反者から罰金を徴収する、(3) 島内日本船舶数は板材を積んで出帆中の5隻を含んで21隻あり、釜山日本領事館の准準を持った漁船7隻と潜水夫艇13隻があったこと等である⁷⁾。

こうした士弥須の報告後に、島民から日本人の「分界」等の弊害について二度にわたり陳情があった⁸⁾。また鬱島郡でも山林がすでに荒廃しており、土地さえ将来日本人の手中に落ちてしまうという内容の報告もあった⁹⁾。このような現地日本人の一連の動向は、日本人の滞留を既成事実化するという日本政府の方針とも無関係ではないとみられる。

ところで日本政府は1902年（光武6）3月に、日本人の在留を既成事実化した方針から一步前進して、鬱陵島に警察官駐在所を新設、警察を常駐させ始めるようになった¹⁰⁾。日本公使林権助がこの計画を立てたのは1901年末で、その意図は日本人の島民との摩擦を事前に防止することであり、日本人の撤収を要求する「苦情」に直面することがないようにしたものであり¹¹⁾、日本人の在留を一層確実にするための方便であった。その具体的な内容は仔細に知ることは

できないが、釜山日本総領事館所属警部1名、巡査2名を6か月、あるいは1年間派遣させていたようである¹²⁾。

韓国政府が日本の警察官駐在所設置を認知したのは、この年(1902)9月末で、江原道観察使の報告を通じてであった。江原道観察使の報告によれば、日本側は単に鬱陵島に駐在所を設置したのみならず、島民を任意に連行し、また島民の中には無実であることを日本警察に訴えることすらあったという¹³⁾。

事態の重大さを認識した韓国政府は、すぐに「急行照会」として日本側に条約に抵触することをあげ、駐在所の廃止と在留日本人の撤収を要求した(10月)¹⁴⁾。しかし公使林権助は韓国側の要求を拒否した。新郡守の姜泳禹の赴任に臨んで、日本警察駐在問題を協議したことがあり、鬱陵島の今日の開拓は日本人渡航者のおかげだというのである¹⁵⁾。

日本警察駐在問題について、日本公使館書記官国分象太郎が、姜泳禹と何度も接触して協議したのは事実である。姜泳禹は赴任する前に、現地日本人の弊害のために恐怖感にとらわれていたが、日本側はそれをそのまま利用したのである¹⁶⁾。しかし一介の郡守に外国警察の駐在を許可する権限があるわけではない。この問題は当然韓国政府と協議すべき性質のものであった。しかし在留日本人の撤収を要求されていた日本側の措置としては、警察駐在問題を韓国側と協議はできないものであり、したがって郡守としても協議すべき差し迫った方法を選ぶことは無かったのである。

日本が鬱陵島に警察官駐在所を設置するのは、時期的に英国と日英同盟を締結した直後になる。日本は義和団事件の際、英国の要請を受け大規模な兵力を中国に派遣したが(1900、光武4)、以後日本は英国と軍事的協力関係を結んだ。ところで義和団事件で出兵したロシアが、満州地方に引き続き兵力を駐屯させて韓半島にその影響力の拡大を進めるに従い、日本は英国との軍事的協力関係を同盟関係に発展させ、1902年1月日英同盟を成立させた。この同盟で日本は中国での英国の利権を承認する代わりに、英国から韓国の支配と、すでに予想していた対ロシア戦の支援の約束を受けた。鬱陵島在留日本人の撤収拒否や警察官駐在所設置はこうした状況下で行われたのである。

英国の力を後盾とした日本は、ロシア側に満州からの撤兵と韓国に対する日

本の特権承認を強力に要求した。しかしロシアは満州からの撤兵を拒否する代わりに、北緯39度線以北の韓国領土を中立地帯化することを要求した。この協議は何度も継続したが妥結点を求められず、日本が1904年(光武8)2月旅順を奇襲攻撃することで日露戦争は始まった。

事態の差し迫ったことを注視した韓国政府は、戦争勃発に際して中立を宣言したが(1月)、日本はそのままソウルを占領し、国王を威嚇してすでに内定していた韓日議定書を成立させた(2月)。韓国について、政治・軍事・外交的干渉を合理化させたこの議定書により、日本は広大な土地を軍用に占領してすべての通信網を接続し、京釜・京義鉄道敷設権、海岸・河川航海権等を獲得した。

そして戦況が日本側に有利に展開するなかで、日本政府は韓国政府に対し次のような内容の勅宣書の発表を強要した(5月)¹⁷⁾。

- 1、既往韓俄両国間で締結した条約と協定は一体廃罷して全然勿施の事
- 1、俄国臣民や会社に認准してすなわち特許合同中至今尚在其期限内者は自今以後に大韓政府が以為無妨する者なれば如前に其認准を継続享有することや至於豆満江、鴨緑江、鬱陵島森林伐植特許すべきは本来一個人民に許諾された実情は俄国政府が自作する外に該特准規定を遵行せず恣意に侵佔的行為をすべき該特准は廃罷して全然勿施の事

この勅宣書第1項は、少なくとも日本の立場で見た場合、ロシアとの戦争遂行上では当然の規定といえよう。ところで第2項で、ロシア人でも会社に従事した特許合同のなかでプリンナー(Brynnner, Y.I.)の山林伐採権について無効化したのが注目される。それも当初の日本側計画は、鴨緑江・豆満江山林伐採権について特許条件を理解しなかったために無効化させたのであるが、韓国政府と協議した過程で鬱陵島山林伐採権が追加され、その理由も「不法行為」から「侵佔的行為」に取って代わられたのである¹⁸⁾。これは日本がロシアと戦争を遂行して鬱陵島の戦略的価値を高く評価したためであったものとみられる。

ところで実際に日本は、勅宣書が發布されて鬱陵島を戦略基地として利用し

始めた。勅宣書が發布された直後から（5月）、この島に敵艦を監視する望楼設置計画を推進した¹⁹⁹。そしてこれに続きやはり戦略基地化と関連したものとみられる郵便受取所も設置した（6月）²⁰⁰。もちろんこの受取所は韓国政府の通信行政を担当する通信院とは関係のない機関であった²¹¹。

3 日本の「リャンコ島」領土編入

日本は対ロシア戦を成功裡に遂行して、韓国を植民地化するため段階的な措置を取っていった。それゆえ1904年（光武8）8月に日本人財政顧問官と外国人外交顧問官招聘を内容とする韓日協定書（第1次韓日協約）を成立させた。その意図するところは韓国政府の財政権・外交権を剥奪するものであった。しかし実際に日本は、度支部と外部はもちろん、宮内府・軍部・警務庁・学部等にも日本人顧問官の招聘を強要して、これにより政治の実権が日本人顧問官の手中に移っていった。いわゆる顧問政治が始まったのである。

この韓日協定書の成立とほとんど時を同じくして、日本では島根県漁民中井養三郎により「リャンコ島（独島）領土編入並ニ貸下願」が日本政府に提出された（9月）。そしてこれに基づいて日本政府は1905年（光武9、明治38）2月22日付で「リャンコ島」をその領土に編入した。島根県知事松永武吉がこの日付「島根県告示第40号」で、

北緯三十七度九分三十秒、東経百三十一度五十五分、隠岐島を距てること西北八十五哩にある島嶼を竹島と称して自今本県所属隠岐島司の所管と定めること

と告示しているのがそれである²²¹。ロシア艦隊との「日本海海戦」を目前に控えたころのことである。

「島根県告示第40号」が出された経緯、すなわち「リャンコ島（独島）」の領土編入経緯を簡単に確認してみると、その形式的な契機となったのは、前述したように、島根県周吉郡西郷町の漁民中井養三郎の出願にあった。彼は1903年（光武7）5月に初めて「リャンコ島」に出漁したことがあり、続いて1904年（光武8）にも出漁したが、この島の漁業権を独占するためこの年（1904）9

月29日に内務・外務・農商務大臣宛で「リャンコ島（独島）領土編入並ニ貸下願」を提出した²³¹。主務部署である内務省としては、それから3カ月余がたった1905年（光武9）1月10日に「無人島所属ニ関スル件」、すなわち「リャンコ島」を日本領土に編入、竹島と命名して島根県所属隠岐島司の所管とすることを内閣に請議して²⁴¹、1月28日の閣議で請議が承認された²⁵¹。それゆえ内務省では2月15日付け訓令第87号で閣議の決定を管内に告示するように島根県知事に指令して²⁶¹、これにより「島根県告示第40号」が出されたのである。

ところでリャンコ島領土編入でもっとも注目すべき内閣決定文は、次のようなものである²⁷¹。

別紙 内務大臣請議無人島所属に関する件を審査するに、右は北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分、隠岐島を距てること西北八十五哩に在る無人島は、他国に於いて占領したと認むべき形跡無く、一昨三十六年本邦人中井養三郎なる者に於いて漁舎を構え人夫を移し海驢獵に着手し、今回領土編入並びに貸下を出願せし所此際所属及島名を確定する必要あるを以て該島を竹島と名付け自今島根県所属隠岐島司の所管となさんとすと謂ふにあり。依て審査するに明治三十六年以来中井養三郎なる者が該島に移住し漁業に従事せることは関係書類により明らかなる所なれば国際法上占領の事実があるものと認め、これを本邦所属とし、島根県所属隠岐島司の所管となし差支これなき儀と思考す。依て請議の通り閣議決定相成り然るべきと認む。

この日本閣議の決定内容は次のような2点、すなわち(1) 隠岐島西北85里にある無人島（リャンコ島・独島）は他国に占領されたたと認定するだけの形跡が無く、1903年以来中井養三郎がこの島に移住して漁業に従事したのが明白ゆえ国際法上占領した事実があるものと認定される、(2) したがってこの島を竹島と命名、日本領土に編入して島根県所属隠岐島司の所管としたと要約することができる。

このように日本政府がリャンコ島を竹島と呼んでその領土に編入させたことについては、二つの側面から検討すべきものと考えられる。一つは日本閣議の

決定が正当なものかどうかの問題であり、もう一つは領土編入に関する告示が十分な手順を踏んだものかどうかの問題である。結論から言うと、二点ともそうではなかった。

日本閣議の決定が正当なものになるには何よりもその決定文に見えるように、リャンコ島が無主地である前提条件が満たさなければならない。しかしリャンコ島は無主地ではなかった。韓国ではこのリャンコ島、すなわち独島をかつて于山島と呼んで鬱陵島に付属した島嶼、したがって韓国の領土と認識してきた²⁸⁾。そして1900年（光武4、明治33）10月に発布された勅令第41号「鬱陵島を鬱島と改称して島監を郡守に改正する件」では鬱島郡の管轄区域として石島（独島）を規定（第2条）して、独島が韓国の領土であることを再確認していたのである²⁹⁾。それゆえ無主地でない他国の領土を日本の領土に編入させた日本の閣議の決定はその根本から間違っているとしか言いようがない。韓国の勅令第41号が領土の再確認であったことに反して、日本閣議の決定は新たな領土の編入であった事実に特に留意する必要があるのである。

また中井が明治36年（1903年、光武7）以来「該島（リャンコ島）」に移住して漁業に従事したというのも納得がいかない。中井は1903年、1904年と二度も独島にわたって出漁した。海驢（可支魚）を獲るためであった。中井によれば、リャンコ島に海驢が集まる時期は繁殖期である4、5月から7、8月までの4カ月間である。それゆえこの時期が海驢の漁期になる。中井もこの漁期に出漁したのである。それも初めての出漁時（1903）は5月の一カ月に限ったようである。また出漁時に漁舎もなくっていたが、この漁舎というのは魚を獲るために仮設のテントに過ぎないものであった。その際中井は小さな船（幅8尺、長さ4間）1隻に漁夫7名を連れてゆくが、岩であるこの島に家屋を建てたとは考えることができないからである³⁰⁾。それゆえこの暫時の出漁と、仮設で建てられたテントに入って中井が1903年以来リャンコ島に移住していたとすることはできないのである³¹⁾。

日本内閣のリャンコ島領土編入決定と関連して指摘しておきたいのは、韓国が早くから独島をその版図と認識していたのに対し、日本の場合ほとんどそうした認識が無かった事実である。リャンコ島に竹島という新しい名前を付け領

土に編入させた事実自体が、1905年2月22日以前まで版図という認識がなかったことを意味するものだが、この点はリャンコ島（独島）に関する日本最古の文献である17世紀中葉の『隠州視聴合記』（1667）に記されている。

于山島（独島）の位置と所属を明らかにした、柳馨遠「輿地志」（1656）とほとんど同じ時期に出雲国（雲州）の藩士（官員）齋藤豊仙が著述した『隠州視聴合記』にみえる「竹島」と「松島」は、今日の鬱陵島と独島を指すものである。これは日本がおそくとも17世紀中葉から独島を松島と呼んでいたことを意味する。しかしこの文献は同時に日本（雲州）の版図を隠岐に限定させており、松島（独島）をその領域外としているのである。少なくとも松島が日本の版図ではないことを明白にしているのである³²⁾。

17世紀末葉に朝日間の鬱陵島領有権紛糾（竹島一件・鬱陵島争界）が発生した。このとき幕府は、鬱陵島が朝鮮の地界にあると認定し、竹島渡航禁止令を出して（1696）紛糾は妥結した³³⁾。この渡航禁止令は鬱陵島の付属島嶼である独島（松島）が含まれているのである。

もちろん松島（独島）が日本領であることを示唆する文献もみえるが、それは責任のない民間人が著述したものであり³⁴⁾、『疆界考』・「東国文献備考」・『萬機要覽』軍政篇といった江戸時代に製作された日本の重要な地図は、松島を朝鮮領としているのである。林子平の『三国通覧図説』（1785）の付属地図である「三国按壤之図」や、同時期のものと見られる「総絵図」は、鬱陵島と独島を朝鮮本土と同じ黄色に塗り、日本領土の緑色（「三国按壤之図」）や赤色（「総絵図」）と区別してその横に「朝鮮ノ持ニ」という説明までつけている³⁵⁾。

長久保赤水の「日本路程輿地図」（1778）は、日本本土とその付属地に着色をしているが、竹島（鬱陵島）と松島（独島）は朝鮮本土と同じ着色がなされている。また日本地理学上偉大な業績とされる、伊能忠敬の「大日本沿海輿地全図」（1821）には竹島と松島が抜けていることから、二つの島が日本領でなく朝鮮領であることを示唆しているのである³⁶⁾。そしてこれら2点の地図が官撰という事実を考慮すると、これは幕府が17世紀末に鬱陵島と独島を朝鮮領と認定したことを長く継続して尊重していたと理解されるのである。

明治政府が成立すると（1868）、外務省では1869年（明治2）12月朝鮮との

国交開始問題等を偵察するため、外務省出仕の佐田白茅・森山茂・齋藤栄を対馬・釜山に派遣した。彼らは翌年(1890)帰国して、13項目からなる復命書「朝鮮国交際始末内探書」を提出した。13項の内探項目は、外務省において佐田等が現地へ赴く前に太政官に稟議して、その承認を受けているものである。その中でも注目されるのは、「竹島・松島が朝鮮の付属となる始末(竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末)である³⁷⁾。これは外務省はもちろん太政官で鬱陵島争界(竹島一件)以後、鬱陵島と独島が朝鮮領である事実を明治政府がその初年から認知していたことを述べているのである。

ところで日本政府が独島を朝鮮領と認識した記録が見え始めるのは、江華島条約(1876)が締結されてからで、日本海軍省水路局では朝鮮海岸図を翻案した「朝鮮東海岸図」(1876初版)を作成して、軍用地図として使用してきた。1905年まで使用された「東海岸図」には独島があまりに遠く配されているので、鬱陵島までを一枚の地図に収録している。海軍省ではおそらく1876年から独島を朝鮮領と認識していたのである³⁸⁾。

明治政府が独島の所属に関して明確な立場を明らかにしたのは、1877年3月29日付で内務省に送った太政官の指令であった。これより前に内務省では、島根県から照会のあった竹島と一島について地籍編纂問題を検討した。一島とは松島、すなわち、独島を指す。それゆえ竹島一件(鬱陵島争界)まで調査して、最後に二島が朝鮮領であるという結論を出してきた。そして「版図の取捨は重大な事件」であるため、1877年3月17日太政官に「日本海内竹島外一島地籍編纂に関する質疑書」を提出してその判断を要請した³⁹⁾。

太政官調査局の審査では内務省の見解、すなわち元禄5年(1692)朝鮮人が鬱陵島に入って以来両国間にあった問題は終わりとして、二島が日本と関係ない事実が認定され、

審議した竹島と一島について本邦(日本)は関係がないことを承知すること(伺之趣竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事)。

とする指令案が作成され、この指令案は右大臣岩倉具視の承認を受け内務省か

ら指令された。日本の最高国家機関である太政官は内務省が審議してきた竹島(鬱陵島)と松島(独島)領有問題について二島が日本と関係がないことを、言い換えれば朝鮮領であることを公的に宣言したのである⁴⁰⁾。徳川幕府を継承した明治政府でも鬱陵島と独島が朝鮮領であることを確認しているのである。

1880年9月、天城艦は鬱陵島を調査した。そうして海軍水路部の1894・1899年版『朝鮮水路誌』には、松島(鬱陵島)とリャンコ島(リャンコルト列岩、Liancourt Rocks、独島)と記していた。これに反して1892年から次々と刊行された『日本水路誌』には、下関条約(1895)で取得した新たな領土の台湾や澎湖島、クリル(千島)列島の最北端である占守島まで載っているが、リャンコルト列岩は載っていない。海軍がリャンコルト列岩を日本領から除外させたのは、言い換えれば朝鮮領と認識していたことを意味するのである⁴¹⁾。

これは海軍のみならず、天城艦も松島の調査当時からリャンコ島を朝鮮領とみていたことを示している。天城艦が朝鮮東海岸を調査し、海軍省水路部でこれを整理した『朝鮮国東海岸略記』を著した。題目に「朝鮮」ではなく「朝鮮国」として、「国」の字をつけているのが注目される。これは天城艦の調査地域が朝鮮領であることを明らかにしているのである⁴²⁾。海軍省では『朝鮮東海岸図』(1876初版)で独島が朝鮮領であることを認定しているが、天城艦の現地調査(1880年)でこの事実を確認して『朝鮮水路誌』(1894・1899)を刊行し、これを再確認したのである。

一方、外務省では1881年11月29日付け内務省の照会を受けた。その中に竹島(鬱陵島)と松島(独島)を、日本版図外とする太政官の指令文(1877)もあった。しかし外務省は、鬱陵島における日本人撤収問題が朝日間の外交懸案として当時紛糾していたため、内務省の照会について何の異議も提起しなかった。そしてその後独島を編入(1905)するまで、独島と鬱陵島の領有権を分離したことがなかった。外務省では一貫して独島を朝鮮領と見ていたのである⁴³⁾。外務省や海軍のこうした認識は、独島所属に関するはっきりとした言及がない『竹島考証』や『竹島版図所属考』、鬱陵島渡航禁止令の内容を補完してくれる。

中井養三郎もリャンコ島を韓国領土と信じていた。それゆえ彼は韓国政府からこの島を借り受けることを決心し、1904年漁期が終わると上京して農商務省

水産局長にこれを交渉したのである。中井のみならず、当時の日本政府当局者もリャンコ島を韓国領土と認識していたものとみられる。それは中井がこの年9月29日に請願書を提出した後、続けて内務省地方局、外務省政務局官吏と接触、説得しているのであるが⁴¹⁾、主務部署である内務省が中井の出願を受けて3カ月あまりが過ぎた翌年(1905)1月10日になって、初めて内閣に領土編入請議書を提出していることからそのように考えられるのである。

17世紀末に幕府の竹島渡航禁止令が出されてから、竹島(鬱陵島)と松島(独島)は忘れ去られていたかわりに19世紀中葉から鬱陵島を松島と、独島をリャンコ島と呼び始めていたが、日本政府は自ら事実上朝鮮領と判断していたこのリャンコ島に竹島という新しい名前を付けてその領土に編入させていたのである。それは次に言及するように、ロシアとの「日本海海戦」を前にして独島を戦略基地として活用するためであった。

一方、領土編入に関する告示も十分な手続きを踏んだものではなかった。日本政府は、リャンコ島領土編入を『官報』に掲載して公示するという措置を取るべきだったが、そうしなかった。日本政府はこれより前の1898年(明治31)7月に、小笠原島母島から東南側660海里にある南鳥島を領土に編入、東京府告示58号で公示しているのである⁴²⁾。このときにも『官報』に掲載しなかった。

それゆえ南鳥島の例により、リャンコ島の編入も『官報』に掲載しなかったとする主張もあるだろう。しかし新たな領土取得が『官報』に掲載されないならば、日本『官報』はそもそも何を掲載しなければならないものなのかわからない。その上リャンコ島は南鳥島と異なり日本政府が朝鮮領と認識しており、朝鮮の利益と直接関連する島嶼であるゆえ、南鳥島と同格に論じる性質のことではないのである。

そうして島根県告示はリャンコ島の領土編入を「県庁の門前に掲付」し⁴³⁾、2社の地方新聞に掲載⁴⁷⁾するという形式をとるもので、閣議の決定(リャンコ島編入)を管内に公示した内務省訓令(78号)を忠実に履行したものと見えるが、十分な手続きを踏んだものとするのは難しい。まして日本官吏の主張する「日本政府は国際的に領土編入を公示」⁴⁸⁾したとみるのは一層難しいのである。日本政府は、このようにリャンコ島の領土編入を秘密裏に進めた。その理由

として、二つの点を指摘することができるのではないか。その一つは韓国政府の反発を憂慮したためという点である。韓国はすでに1900年(光武4)に勅令第41号で独島をその領土として再確認したが、日本がその島を併合した事実が知られた場合、その程度の強弱を問わず、韓国政府が反発したであろうことは容易に想像されうるのである。

もう一つは列強を刺激しないよう配慮したためであるという点である。日本は列強の支援を受け対ロシア戦を遂行していたが、にわかにはリャンコ島を併合した場合、彼らの了解を求めることなく韓国を併合するのではという猜疑心を列強に抱かせるであろうことも予想されるのである。これに関しては中井養三郎が請願書を提出した際内務省当局者が、

この時局(日露戦争)に際して韓国領土という疑いがある莫荒たる一箇不毛の岩礁を収めて、環視の諸外国に我国が韓国併合の野心があるという疑いを大きくすることは、自国の利益が極めて小なるに反して事態は決して容易ではないのだ。

と指摘している事実も⁴⁹⁾吟味してみる価値があることなのである。

しかし日本がリャンコ島の併合を秘密に進めたより究極的な理由は、それが対ロシア戦遂行と大いに関連があったためである。すなわち日本は1905年(光武9)に入るとその国運をかけたロシア艦隊との「日本海海戦」を前に、リャンコ島を戦略基地として活用するために編入させたものとみられ、戦略基地として活用するために編入させたならば、戦略・戦術上この事実を決して対外的に公表できないというのはあまりに当然なことといえる。

リャンコ島の編入が戦略基地として活用するためであったというのは、日本艦隊司令官東郷平八郎の一連の動きから垣間見ることができる。東郷がロシア艦隊との会戦を前に鎮海から臨戦態勢の完了を声明したのがこの年(1905年)2月20日であったが、島根県の領土編入告示があったのはすなわちこの後である22日であった。またこれより前に東郷は1月10日から21日まで東京に滞在して閣僚と頻りに接触していたが、内務省から内閣に領土編入を請議したのが1月10日で、東郷が全艦隊の大韓海峡集結令を出したのが1月21日であり、閣議

で領土編入を決定したのはこれより1週間後の28日であった。こうした事実は決して偶然のつながりとは見られないのである⁵⁰⁾。

そしてそうした推定は、日本政府官吏の発言を通じても注視し得る。中井養三郎が出願を終えて内務・外務省官吏と接触した際、外務省政務局長の山座円次郎の、

時局はかえってその領土編入を急要としている。望楼を建築して無線または海底電信を設置すれば、敵艦監視上極めて便利である（後略）

という指摘は⁵¹⁾、リャンコ島の編入が対ロシア戦遂行のための戦略基地化にあったということを示唆しているのである。

東郷がロシア艦隊をほとんど壊滅させたのは、この年5月27日対馬島東北海戦であった。そして彼はこの海戦が終わった直後、指揮下の全艦隊に鬱陵島集結令を出した。残余ロシア艦隊を攻撃するためであった。東郷のこの作戦は的中し、翌日（28日）夜明けにロシアのネボガトフ（Nebogatov）提督が4隻の軍艦を率いて独島近海で、ロジェストゥベンスキー（Rozhdestvensky）提督が鬱陵島近海で白旗を揚げた⁵²⁾。この事実は、鬱陵島はもちろん独島が日露戦争中日本の戦略基地として活用されたことを意味しているのである⁵³⁾。

〈注〉

- 1) 宋炳基「高宗朝の鬱陵島経営—檢察使の派遣と開拓」、『鬱陵島と独島』（檀国大学校出版会、ソウル、1999年）、pp. 65~92、；『鬱陵島の地方官制編入と石島』、同書、pp. 93~132。
- 2) 宋炳基「鬱陵島の地方官制編入と石島」、前掲書、pp. 96~99。
- 3) 宋炳基「鬱陵島の地方官制編入と石島」、前掲書、pp. 99~105、106~109、112~116。
- 4) 「内部来去案」（奎章閣所蔵）、8（光武4年）、照会第14号。
- 5) 『交渉局日記』（『旧韓国外交関係附属文書』7、高麗大附設亜細亜問題研究所、1974）、光武4年9月5・11日；『日案』5（『旧韓国外交文書』5、高麗大附設亜

細亜問題研究所、1968）、文書番号5900、5907。

- 6) 『皇城新聞』、光武6年4月29日。
- 7) 『皇城新聞』、光武6年4月29日。
- 8) 『交渉局日記』、光武5年9月10日；『皇城新聞』、光武5年9月12日・18日。
- 9) 『交渉局日記』、光武5年9月14日。
- 10) 「鬱陵島郵便所沿革簿」（鬱陵郡郵便局所蔵）。
- 11) 『駐韓日本公使館記録』（国史編纂委員会所蔵）、本省機密往信（明治34年）機密第133号。
- 12) 『駐韓日本公使館記録』（国史編纂委員会所蔵）、本省機密往信（明治34年）機密第133号。
- 13) 『交渉局日記』、光武6年9月30日。
- 14) 『交渉局日記』、光武6年10月11日；『日案』6、文書番号7057・7501。
- 15) 『交渉局日記』、光武6年10月30日；『日案』6、文書番号7084・7515。
- 16) 注11) 前掲書。
- 17) 『勅令』（奎章閣所蔵）、光武8年5月18日；『官報』、光武8年5月18日号外、24日。
- 18) 『日本外交文書』37：1、文書番号435・444・451。
- 19) 崔文衡「ロシアの鬱陵島活用企画と日本の対応」、『独島研究』（韓国近代史資料研究協議会、1985）、pp. 375~380；「バルチック艦隊の到来と日本の独島併合」、『独島研究』、p. 397。
- 20) 注10) 前掲書。
- 21) 通信機関の設置は通信院令や告示でこれを『官報』に公示するのが常であるが、鬱陵島郵便受取所設置に関する通信院令や告示は『官報』で見当たらない。堀和生によれば、日本は海軍停泊地の竹邊湾と海底電線で連結した鬱陵島望楼設置を決定（1904年7月）、東・西望楼（配員各6名）を建設して活動を開始したが（9月2日）、海底電線を完成したので（9月25日）この見張り台は本土を経由して佐世保の海軍鎮守府と直接交信することができるようになった。また鬱陵島に日本郵便受取所が設置されて、浜田との航路も開設していた。堀和生「1905年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』24（1987）、pp. 110、114~115。
- 22) 奥原碧雲『竹島及鬱陵島』（日本松江：報光社、1907）、p. 32。原文は次のとおり。北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距スル西北八十五哩ニ定ル島嶼ヲ竹島ト称シ自今本県所属隠岐島司ノ所管ト定メラル。
- 23) 注22) 前掲書、pp. 27~32。
- 24) 「内務省請議書」（日本内閣文庫所蔵）。
- 25) 「内閣決定文」（日本内閣文庫所蔵）。

- 26) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(東京:古今書院、1966) p. 213; 大熊良一『竹島史稿』(東京:原書房、1968)、p. 250。
- 27) 「内閣決定文」。その原文は次のとおり。
別紙内務大臣請議無人島所屬ニ関スル件ヲ審査スルニ右ハ北緯三十七度九分三十秒東経百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタリト認ムヘキ形跡ナク一昨三十六年本邦人中井養三郎ナル者ニ於テ漁舎ヲ構ヘ人夫ヲ移シ獵具ヲ備ヘテ海驢獵ニ着手シ今回領土編入並ニ貸下ヲ出願セシ所此際所屬及島名ヲ確定スルノ必要アルヲ以テ該島ヲ竹島ト名ケ自今島根県所屬隠岐島司ノ所管ト為サシトスト謂フニ在リ依テ審査スルニ明治三十六年以來中井養三郎ナル者カ該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ關係書類ニ依リ明ナル所ナレハ國際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所屬トシ島根県所屬隠岐島司ノ所管ト為シ差支無之儀ト思考ス依テ請議ノ通閣議決定相成可然ト認ム。
- 28) 宋炳基「朝鮮後期の鬱陵島経営—探討制度の確立—」、注1) 前掲書、pp. 39、45~46、51~57。
- 29) 宋炳基「高宗朝の鬱陵島経営—地方官制編入と石島—」、注1) 前掲書、pp. 112~113、116~124。
- 30) 奥原碧雲、注22) 前掲書、pp. 27~32。
- 31) 堀和生によれば、中井をはじめとする日本の漁民は鬱陵島に住居を求めその場所を根拠として独島に出漁しており、そのため日本漁民の独島漁業は日本人の鬱陵島侵略という歴史的条件下で初めて成立したという点を明らかにしている。堀和生、注21) 前掲論文、pp. 112。
- 32) 宋炳基、注28) 前掲論文、pp. 55~56。
- 33) 宋炳基、注28) 前掲論文、pp. 44~45。
- 34) 18世紀中葉(宝暦年間、1751~63)の北園通菴の『竹島図説』には、松島(独島)を指す「隠岐国松島」と「隠岐ノ松島」と記しており、また1801年(享和元年)の矢田高當の『長生竹島記』には松島を「本朝西海のはて也」と記している。川上健三、注26) 前掲書、pp. 53~54、191~193。
- 35) 慎繡廈『独島の民族領土史研究』(知識産業社、ソウル、1996)。
- 36) 堀和生、注21) 前掲論文、pp. 102。
- 37) 『日本外交文書』3、事項6、文書番号87; 山辺健太郎『日韓併合小史』(岩波書店、1976)、pp. 17~18; 李漢基『韓国の領土』(ソウル大出版部、1969)、p. 259。
- 38) 慎繡廈、注35) 前掲書、pp. 172~174。
- 39) 堀和生、注21) 前掲論文、pp. 103~104。
- 40) 堀和生、注21) 前掲論文、pp. 103~104。

- 41) 堀和生、注21) 前掲論文、pp. 105~106。
- 42) 慎繡廈、注35) 前掲書、pp. 174~175。
- 43) 堀和生、注21) 前掲論文、pp. 105。
- 44) 奥原碧雲、注22) 前掲書、pp. 31。
- 45) 「内閣決定文」、同附属文書(日本内閣文庫所蔵)。
- 46) 崔南善「鬱陵島と独島」、『六堂崔南善全集2』(高麗大附設亜細亞問題研究所、1973)、pp. 699~700。
- 47) 日本政府の主張によれば、島根県告示第40号は『島根県報』(明治38年2月22日付)と『山陰新聞』(第5912号)に掲載されている。『独島関係資料集』(pp. 234~270)、往復文書、1962年7月13日付日本側口述書(No228/ASN) — 日本政府見解4; 慎繡廈、注35) 前掲書、pp. 302~304。
- 48) 大熊良一、注26) 前掲書、pp. 243。
- 49) 竹島漁獵合資会社、「行政諸官庁往復雑書類」、1905; 崔文衡、注19) 前掲論文、「バルチック艦隊の到来と日本の独島併合」、pp. 383、388~389。
- 50) 崔文衡、注19) 前掲論文、「バルチック艦隊の到来と日本の独島併合」、pp. 383~394。
- 51) 注49)、竹島漁獵合資会社、「行政諸官庁往復雑書類」、1905。
- 52) 崔文衡、注19) 前掲論文、「バルチック艦隊の到来と日本の独島併合」、pp. 395~400。
- 53) 堀和生の論旨も同様である。ところで彼は日本海軍が独島を戦略基地化することにより取った措置を、より具体的に明らかにしている。すなわち、日本海軍は政府が独島を併合する前の1904年11月、鬱陵島と海底電線に連結した独島望楼建設の可否を調査し始め、その結果妥当性が認定されたところ、たまたま冬期で着工できないまま「日本海海戦」が始まったが、その後この計画を確定(1905年6月)、着工(7月)し、ポーツマス条約が成立する前に独島望楼(配員4名)・鬱陵島新望楼(配員9名)が活動を開始したこと(8月)、等を指摘した。堀和生、注21) 前掲論文、pp. 115。

目次

刊行辭 / 5
序文 / 7
凡例 / 11

① 高麗中·後期, 朝鮮初期의 鬱陵島 經營

—朝鮮初期 地理志의 于山·鬱陵島記事 檢討—

I. 머리말	15
II. 高麗中·後期의 鬱陵島 經營	18
III. 朝鮮初期의 鬱陵島 經營—空島政策—	21
IV. 東海 新島說의 擡頭	27
V. 맺음말	33

② 朝鮮後期의 鬱陵島 經營 —搜討制度의 確立—

I. 머리말	37
II. 搜討制度의 起源	38
III. 搜討制度의 確立	44
IV. 地理的 知見의 擴大	51
V. 맺음말	59

③ 高宗朝의 鬱陵島 經營 —檢察使의 派遣과 開拓—

I. 머리말	65
II. 檢察使 李奎遠의 派遣	66
III. 開拓과 搜討制度의 廢止	78
IV. 맺음말	89

④ 鬱陵島의 地方官制 編入과 石島

I. 머리말	93
II. 視察委員 禹用鼎의 派遣	94
III. 地方官制 編入과 石島	112
IV. 맺음말	126

⑤ 日本의 '량고島(獨島)' 領土編入과
鬱島郡守 沈興澤 報告書

I. 머리말	133
II. 日本의 鬱陵島 侵略	134
III. 日本의 '량고島' 領土編入	140
IV. 鬱島郡守 沈興澤 報告書	153
V. 맺음말	160

⑥ 資料를 통해 본 韓國의 獨島領有權

I. 머리말	169
II. 『世宗實錄』 地理志·『高麗史』 地理志· 「東國輿地勝覽」	171
III. 『疆界考』·「東國文獻備考」·『萬機要覽』 軍政篇	177
IV. 光武 4년(1900) 勅令 第41號	184
V. 鬱島郡守 沈興澤 報告書	196
VI. 맺음말	208

□ 附錄

1. 年表(~1910)	221
2. 參考文獻	247
3. 索引	252